

筑西市議会基本条例 検証結果報告書

筑西市議会 議会運営委員会

1 はじめに

筑西市議会基本条例(以下「条例」という。)は、平成27年2月25日の本会議において可決、成立し、平成27年4月1日から施行されました。

条例では、「議会は二元代表制の一翼を担い、市の意思決定を行う議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す」ことを基本理念に掲げ、「議会が市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民の福祉向上に資する」ことを目的としております。

また、条例第27条第1項では、「議会は、議員の任期ごと及び当該議員の任期中に必要と認めるときは、この条例による議会運営の状況を検証しなければならない。」と規定しており、平成30年度に本条例施行後、初めての検証を行い、このたび、議会運営委員会において、議会運営についての二度目の検証を行いましたので、ここにその結果を報告いたします。

〔筑西市議会基本条例 抜粋〕

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議会運営及び議員活動の原則その他の基本的事項を定め、議会が市民の付託に応え、もって市政の発展及び市民の福祉向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、市の意思決定を行う議事機関として、市民の意志を市政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(検証及び措置)

第27条 議会は、議員の任期ごと及び当該議員の任期中に必要と認めるときは、この条例による議会運営の状況を検証しなければならない。

2 前項の検証の結果、改善の必要を認める場合は、この条例の改正を含めて、当該任期中に適切な措置を講じるものとする。

2 検証の進め方と経過

検証の進め方は、条例第27条(検証および措置)に関連する申し合わせ事項で「検証は、特別委員会が設置されている場合は当該特別委員会、設置されていない場合は議会運営委員会で行う。」とされていることから、今回の検証は議会運営委員会で行うこととし、議長、副議長にはオブザーバーとして出席を求めました。

検証の方法は、原則条文ごとに行うこととし、「取組内容」、「問題点」、「改善策」について検討を行いました。

検証結果としての「評価」については、A、B、C、Dの4段階とし、検証や評価が適さない場合は、対象外としました。

【評価の段階】

- A : 概ねできている …… 達成率8割以上
 - B : ある程度できている …… 達成率5割程度
 - C : あまりできていない …… 達成率3割以下
 - D : 全くできていない …… 取組なし
- 評価対象外 検証対象外

条例検証の経過

年月日	協議内容
令和4年12月22日	・条例の検証を議会運営委員会で行うことの確認 ・検証の方法や進め方、結果の公開について協議
令和5年1月23日	・検証ポイントの確認 ・条例第1条～第28条について検証
令和5年2月2日	・検証結果の報告について協議 ・検証結果報告資料(案)について協議 ・報告と公開の進め方について協議 ・市民への報告について協議
令和5年2月7日	[全員協議会] ・条例の検証経緯、検証結果について説明

3 検証結果と評価

(1) 検証結果

趣旨	条項	①取組内容 ②問題点 ③改善策	評価
目的	第1条		検証対象外
基本理念	第2条		検証対象外
説明責任	第3条	<p>①取組内容 本会議や委員会審議の公開に努めた。本会議はケーブルテレビ中継・インターネットの録画配信・スマートフォンでの閲覧を実施。議会だよりには各議員の賛否を掲載。議会報告会を開催(コロナ禍により令和元年度のみの実施)。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
議会運営の原則	第4条(1)	<p>①取組内容 本会議や委員会の公開。正副議長選挙における決意表明の実施。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第4条(2)	<p>①取組内容 施策内容や進捗状況把握のため、全員協議会を頻繁に開催。本会議や委員会における慎重な審議。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第4条(3)	<p>①取組内容 各自、議員活動を通して市民の意見、要望を把握。一般質問等を通し、活発に執行部に政策提言を行っている。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第4条(4)	<p>①取組内容 全員協議会を頻繁に開催し、政策を精査。本会議や常任委員会において活発な審議。会議の公開及び本会議のケーブルテレビ中継・インターネット録画配信を実施。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第4条(5)	<p>①取組内容 議会運営等問題が生じた場合、議会運営委員会や全員協議会でその都度提議し協議。継続的に議会運営の改善に努めている。先進地視察を実施した。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	B
議員活動の原則	第5条(1)	<p>①取組内容 本会議や委員会での活発な審議。本会議の討論は原則通告としているが、通告していない議員の発言も認めている。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第5条(2)	<p>①取組内容 各議員による議会報告等、議員活動を通して市民の意見・要望の把握に努めている。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
	第5条(3)	<p>①取組内容 各委員会や政務活動による行政視察研修の実施。コロナ禍により、思うように現地へは赴けなかったものの、総務企画委員会では、新たにオンライン研修を取り入れた。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A

	第5条 (4)	①取組内容 議会運営上の問題については、法令や条例、申し合わせ事項を基に、その都度協議している。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
会派	第6条	①取組内容 5会派(如月会、明政会、令和会、日本共産党筑西市議団、筑山会)。 先進地視察調査の実施。調査研究や議会活動を市民に報告する広報紙の発行。会派代表者等会議では会派代表のほか、公明党及び無会派議員代表を加え、組織している。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
危機管理	第7条	①取組内容 「筑西市議会における災害発生時の対応要領」及び「筑西市議会における災害発生時の議員行動マニュアル」を作成し、災害時にすぐ対応できるよう議員間での共有を図った。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
会議の公開	第8条	①取組内容 本会議はケーブルテレビ放映、インターネット録画配信を実施。委員会は傍聴による公開。本会議、常任委員会会議録を議会ホームページに公開。また、スマートフォンによる録画配信にも対応した。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
公聴会等	第9条	①取組内容 なし(要望や必要性がなかった。) ②問題点 なし ③改善策 なし	評価 対象外
請願等の提出者の議会参加	第10条	①取組内容 請願等提出者から常任委員会時の発言申し出があった際、条例、申し合わせ事項に従い意見等を聴く機会を設けた。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
議会の広報	第11条	①取組内容 広報委員会を中心に議会だよりや議会ホームページの充実に努めている。本会議の議会放映、インターネット録画配信を実施している。特に議会だよりは常に読みやすい紙面づくりに努めている。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
議会報告会	第12条	①取組内容 今期はコロナ禍により令和元年度のみ開催。 令和元年度 1回(4地区) 計 11名参加 ②問題点 市民の開催要望との乖離。 ③改善策 市民の要望の把握と検証。	C
市長提出議案等に対する資料提出等	第13条	①取組内容 施策の背景と詳細説明を受けるため、全員協議会を頻繁に開催。必要に応じ現場見学等を実施。常任委員会協議会を活用し問題点を整理し、執行部に追加資料の提出を要請した。 ②問題点 なし ③改善策 なし	A
議決事項の追加	第14条	①取組内容 (該当する議決事項なし) ②問題点 なし ③改善策 なし	評価 対象外
議員への反問	第15条	①取組内容 単に語句を聞き直す程度以外の議員への反問は行われていない。 ②問題点 なし ③改善策 なし	評価 対象外

政策提言	第16条	<p>①取組内容 常任委員会協議会を開催し、資料請求や各委員会でテーマを決め、調査検討を行った。</p> <p>②問題点 委員会ごとに設定したテーマに基づく政策提言を行っていない。</p> <p>③改善策 政策提言の検討を進める。</p>	B
議長及び副議長の選出	第17条	<p>①取組内容 条例に従い、実施。 今期は令和元年度、3年度、4年度に実施。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
質疑等	第18条	<p>①取組内容 各議員は本会議や委員会の会議における質疑、一般質問において、その意図、論点を明確にしている。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
議員間討議	第19条	<p>①取組内容 委員会での議員間討議はあったが、本会議での議員間討議が進まない。</p> <p>②問題点 議員間討議が浸透しない。</p> <p>③改善策 委員会ならびに本会議における議員間討議の進め方について調査研究し、手順を確立する。</p>	B
議員研修	第20条	<p>①取組内容 各委員会並びに会派等で行政視察研修を実施。また、茨城県市議会議長会主催の議員研修会等に参加している。コロナ禍において、総務企画委員会は、オンライン研修を実施した。行政視察研修の結果は本会議において報告し、情報の共有を図った。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
議会図書室	第21条	<p>①取組内容 議会図書室としての利用は少ない。調査研究のための書籍、インターネット利用環境は整備済。</p> <p>②問題点 議会図書室としてあまり利用されていない。</p> <p>③改善策 議会図書室としての位置付けを明確にして利用者の増加につなげる。</p>	B
議会事務局	第22条	<p>①取組内容 8名在籍。職員数としては県西他市と比較しても少なくない。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
附属機関の設置	第23条	<p>①取組内容 審査や諮問、あるいは調査など、必要に迫られた場合には附属機関を設置できる状況であり、特に問題はない。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
政務活動費	第24条	<p>①取組内容 条例、規則、使途基準(運用指針)に従い、議員各自、適正に政務活動費を活用している。平成29年度分から議会ホームページに収支報告書や領収書を公開しており、現在も継続して公開している。</p> <p>②問題点 政務活動費の支給額、運用指針で示される使途について様々な意見がある。</p> <p>③改善策 問題点や市への要望について検討する。</p>	A
政治倫理	第25条	<p>①取組内容 筑西市議会議員政治倫理条例に基づき、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めている。</p> <p>②問題点 なし</p> <p>③改善策 なし</p>	A
条例の解釈等	第26条		検証対象外

検証および措置	第27条	①取組内容 本条項の規定に基づき、議会運営状況について検証を実施した。 ②問題点 検証の開催時期の検討。 ③改善策 改選前年の1月頃開催する。	A
委任	第28条		検証対象外

(2) 検証評価の概要(全 35 項目)

A 概ねできている (達成率8割以上)	23項目
B ある程度できている (達成率5割程度)	4項目
C あまりできていない (達成率3割以下)	1項目
D 全くできていない (取組なし)	該当無し
評価対象外、検証対象外	7項目

4 検証結果と評価

検証の結果については、議会ホームページや議会だよりに掲載します。

5 むすびに

このたびの検証作業では、議会のこれまでの取り組みについて、各委員から活発な意見が交わされました。これは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握するために、とても有意義な協議となりました。

また、二元代表制の一翼を担う議会として、行政監視機能に加え、政策立案機能の強化に取り組むことの重要性について具体的な協議ができたことは、今後につながる大きな前進でありました。

議会基本条例は議会における最高規範であり、さらに市民の負託に応えられる議会となるためには、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、できるところから改善に取り組み、次期任期となる改選後の議会へ引き継いでいくことが必要であります。